

特 集

家庭, 地域の変容と
子どもへの影響



特集

家庭，地域の变容と子どもへの影響

1 はじめに

政府は，平成15年12月に青少年育成施策大綱を策定し，青少年の育成に係る様々な施策を推進してきました。それらの取組は一定の効果を挙げてきたところですが，その一方で，同大綱策定時には問題の深刻さが必ずしも十分に認識されていなかった事象に対する危機認識が高まりを見せています。

現在，政府では新たな青少年育成施策大綱の策定に取り組んでいるところですが，この5年間の青少年をめぐる社会状況や問題への認識は大きく変化しており，とりわけ，青少年の健やかな成長を支える身近な環境である家庭や地域について，様々な課題や対応の必要性が指摘されています。本特集では，子どもを取り巻く「家庭，地域」に焦点を当て，様々なデータから近年の変容や子どもへの影響について現状分析を試みたいと思います。

2 家庭及び地域をめぐる状況の変化

(1) 家庭をめぐる状況

家庭は，家族特に親子のつながりを築き，維持する営みを通じて，子どもが様々な力を身に付けて成長していく基礎的な場です。その観点から家庭をめぐる状況を見ていきます。

ア 親子がともに過ごす時間の変化とその背景

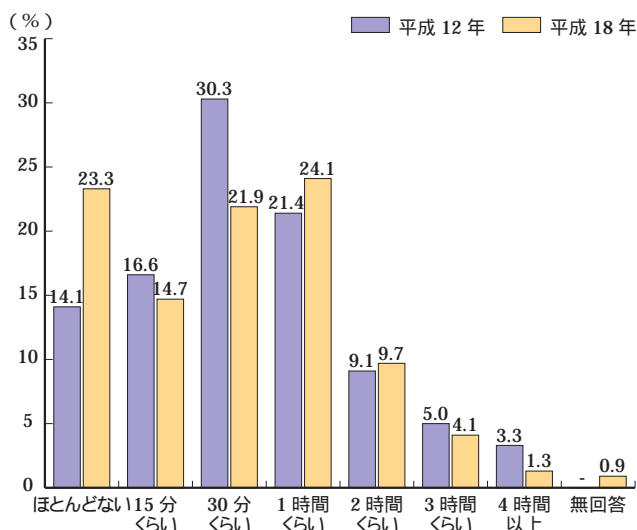
平日の親子の接触時間の減少

まず，親子がともに過ごす時間の変化を見てみましょう。

図1，2は，9歳から14歳の子を持つ親が，平日子どもと一緒に何かをしたり，相手をしている時間がどのくらいあるかを，平成12年と平成18年で比較したものです。これによると，父親については，「4時間以上」，「3時間くらい」が減少し，「2時間くらい」，「1時間くらい」が増加，さらに，「30分くらい」，「15分くらい」が大きく減り，「ほとんどない」が大きく増加しています。全体的に短い時間へシフトしており，特に，平成18年においては，平日の親子の接触時間が「ほとんどない」とした父親が23.3%，およそ4人に1人という結果となっています（図1）。

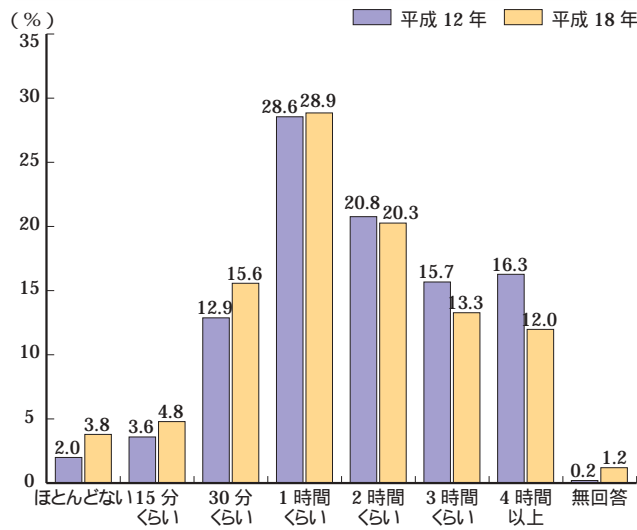
また，母親においても，父親ほど顕著ではありませんが，おおむね同様の傾向が見られます（図2）。

図1 親子の接触時間(父親)



資料：平成12年は内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」
平成18年は内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」

図2 親子の接触時間(母親)



資料：平成12年は内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」
平成18年は内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」

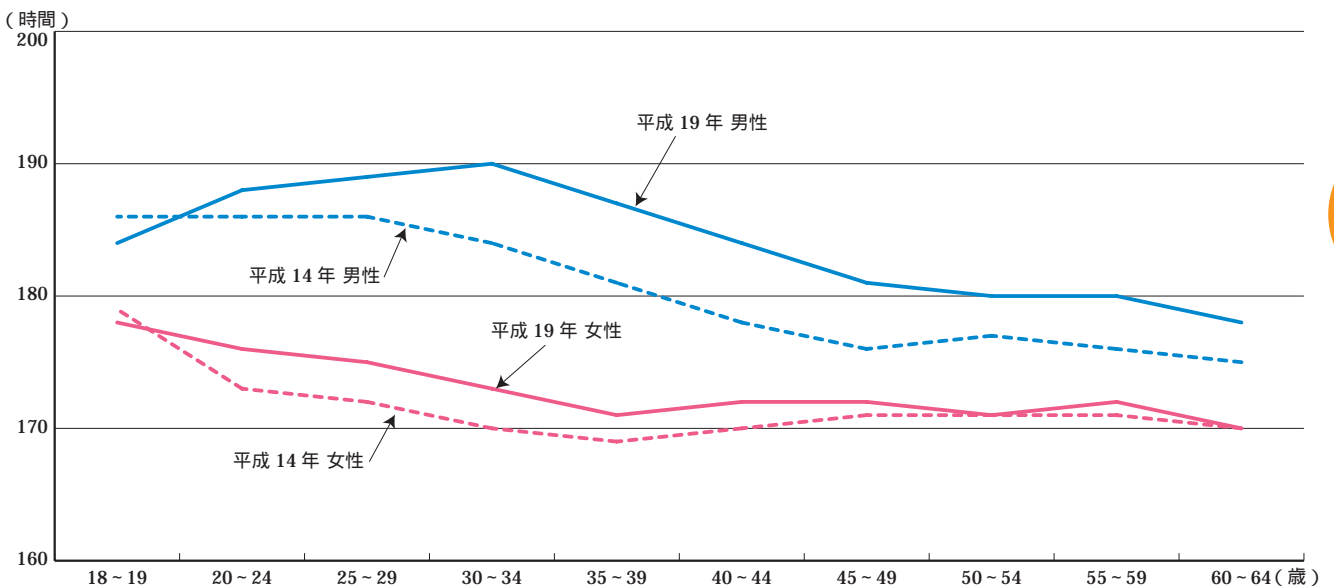
労働時間の長時間化

このような変化の背景を、親の働き方に焦点をあてて、働く時間と帰宅時間の変化から見てみたいと思います。

平成14年から平成19年にかけての5年間の1ヶ月の労働時間の推移を年齢階級別に見てみると、一般的な傾向として労働時間は長くなっています。特に、子育ての期間に相当すると思われる男性の30代から40代にかけては、平成14年に比べて約5時間程度増加しています。このため、平成19年においては、20代から40代の幅広い年齢層で月間労働時間が180時間を超える状態となっています(図3)。

また、女性については、男性と比べて増加の程度は少ないものの、20代から30代前半を中心に長くなっており、20代から30代にかけては170～175時間程度となっています。

図3 年齢階級別労働時間の推移

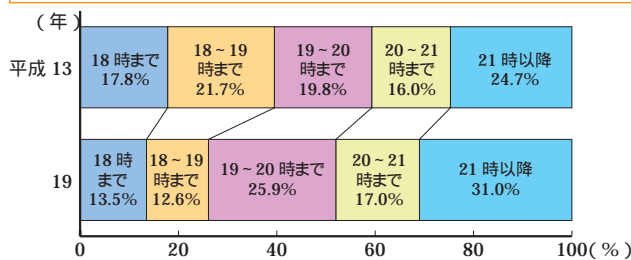


特集

親の帰宅時間の遅れ

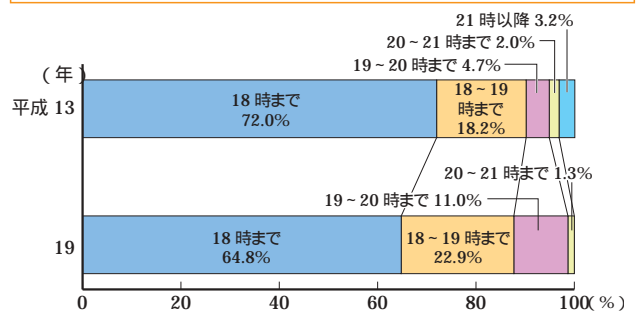
労働時間の長時間化は、帰宅時間にも反映しているのではないかと考えられます。働く父親、母親の平日帰宅時間について、平成13年と平成19年を比較すると、父親については、平成13年には約4割いた19時までに帰宅する人が26.1%に減り、21時以降に帰宅する人が3割以上を占めるように

図4 働く父親の平日帰宅時間



資料：平成13年は「児童環境調査」(厚生労働省)
平成19年は「国民生活選好度調査」(内閣府国民生活局)の特別集計

図5 働く母親の平日帰宅時間



資料：平成13年は「児童環境調査」(厚生労働省)
平成19年は「国民生活選好度調査」(内閣府国民生活局)の特別集計

なりました。母親については，18時までに帰宅する人が減り，18時から20時までの間に帰宅する人が増加しています（図4，5）。

帰宅時間が遅くなることは，親子の接触時間の減少につながるものであり，また，家族団らんの時間も奪ってしまうことになります。

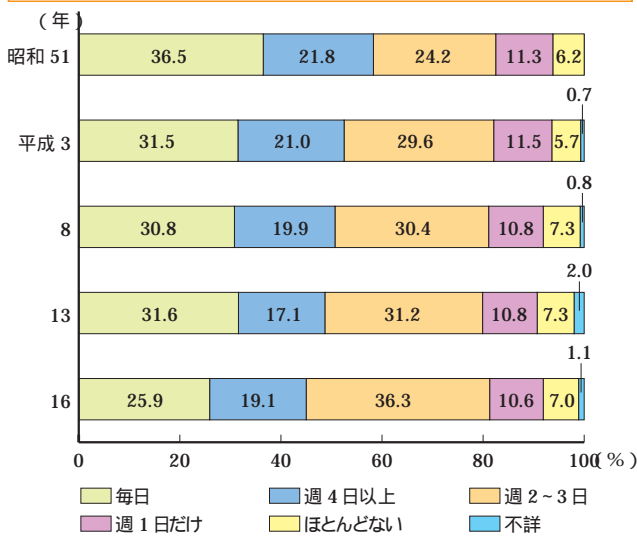
家族そろって夕食をとる頻度の減少

家族の団らんの場である夕食を家族そろってとる頻度について，これまでの推移をみると，「毎日」，「週4日以上」の人が減り，「週2～3日」が増えており，平成16年では「週2～3日」が最も多くなっています（図6）。

子どもの悩みをあまりよく知らない親

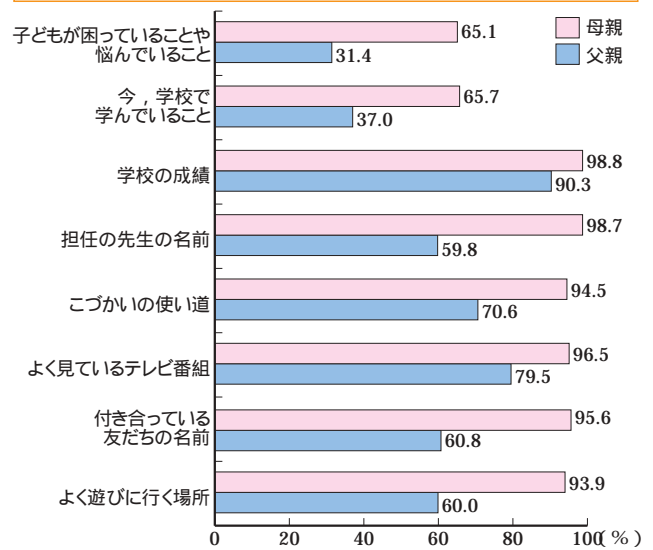
子どもとの接触時間が少なくなることは，子どものことを知る機会が減ることにつながるものと思われます。子どもが抱えている悩みや問題などについて，親がどの程度知っているかについて見てみると 総じて父親の認知度は母親に比べて低い傾向にあります。特に，その差が大きいのは「友達の名前」，「よく遊びに行く場所」，「担任の先生の名前」などです。一方で，きちんと知るためにはある程度恒常的な関わりが必要な「今，学校で学んでいる内容」や，じっくり向き合わなければ知ることの難しい「子どもが困っていることや悩んでいること」については，母親においても他の項目と比べて若干低い傾向にはありますが，父親の認知度の低さが顕著です（図7）。

図6 家族そろって夕食をとる頻度



資料：厚生労働省「児童環境調査」（昭和51，平成3，8，13年）及び「全国家庭児童調査」（平成16年）により作成

図7 子どもにかかわることの親の認知度



資料：内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」（平成18年）

ここまで，家庭の状況の変化について，親の環境に関するデータを中心に見てきたところですが，労働時間の増加に伴う子どもとの接触時間の減少，子どもの悩みについて「知らない」，「あまり知らない」親の存在など，家庭を取り巻く環境の変化が子どもにとって好ましくない状況の背景となっていることが伺えます。平成18年時において，「ほとんどない」を含め「30分くらい」以下の接触時間しかない父親が約6割いることから，仮に今よりも働く時間が更にな長くなった場合，平日に親子の触れ合いの時間や，育児参加の時間がほとんどとれない父親が多数を占めるような状況となることも考えられます。

ひとり親世帯の場合など，様々な事情から難しい面もあると思われますが，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の観点からも，また，青少年の健やかな成長を支える環境を考える

上でも留意が必要といえます。

イ 基本的生活習慣の変化

情報メディアへの接触時間の長さ

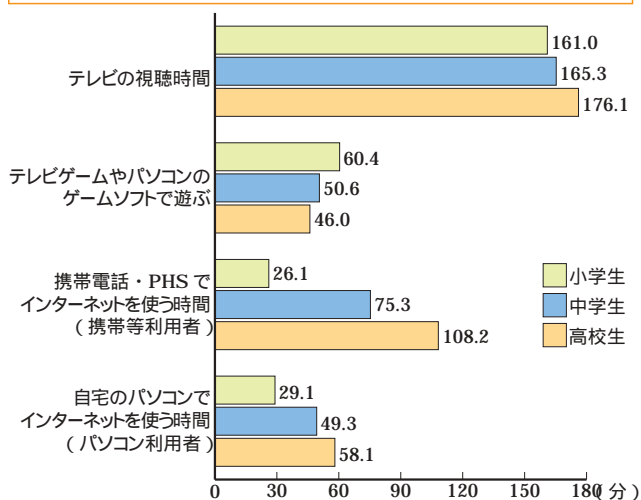
携帯電話等の普及が増えた結果、平成19年では、6～12歳で31.6%、13～19歳で85.4%が自分の携帯電話等を利用するようになりました（総務省「通信利用動向調査」）。内閣府の調査では、携帯電話や自宅のパソコンによるインターネット（メールを含む）の平日利用時間は、小学生55分、中学生125分、高校生166分になっています（図8）。

また、テレビの視聴時間については、小学生161分、中学生165分、高校生176分であり、これに加えテレビゲームの利用時間は、小学生60分、中学生50分、高校生46分となっています。

これらは、いずれも平日1日の利用時間であり、例えば、同時並行で使用している場合も考えられるため一概に言えませんが、様々な情報メディア等との接触時間が極めて長時間に及んでいることがわかります。

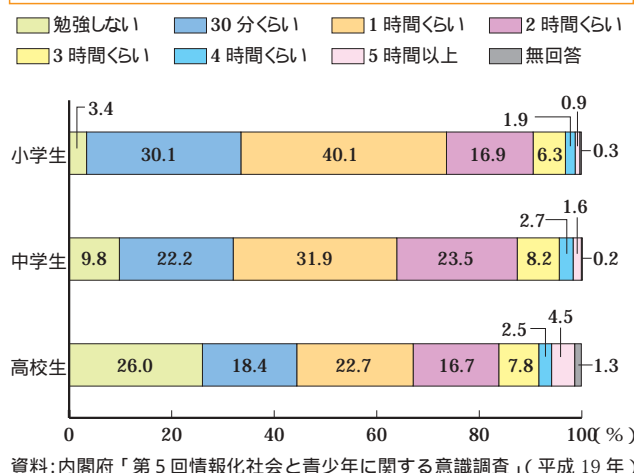
一方で、学習時間は、高校生の4人に1人が0分となっています（図9）。

図8 メディア等の平日1日の平均時間(小・中・高)



資料：内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」(平成19年)

図9 一日の平均的な勉強時間



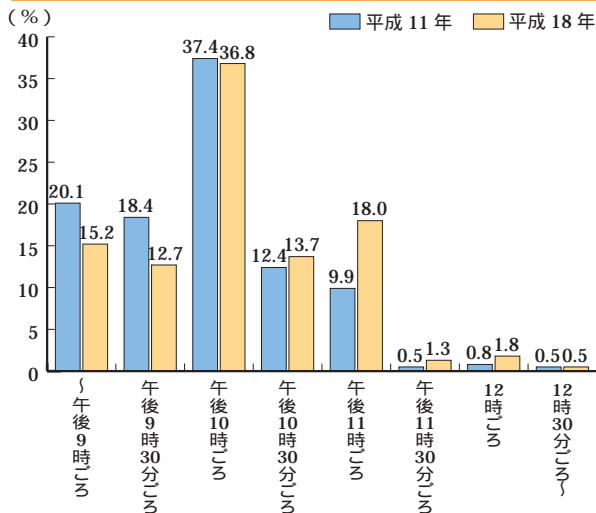
資料：内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」(平成19年)

就寝時間の遅れ

次に、子どもたちの就寝時間の変化を見ていきます。小学5年生及び中学2年生の就寝時間を平成11年と平成18年で比較すると、全体的に遅くなる傾向にあり、小学5年生では、午後10時頃より前に就寝する子どもが減り、午後11時頃より後に就寝する子どもが増えています。中学2年生では、午後11時頃より前に就寝する子どもが減り、午前0時頃より後に就寝する子どもが増えています。生活の夜型化が一層進んでいることがわかります（図10、11）。

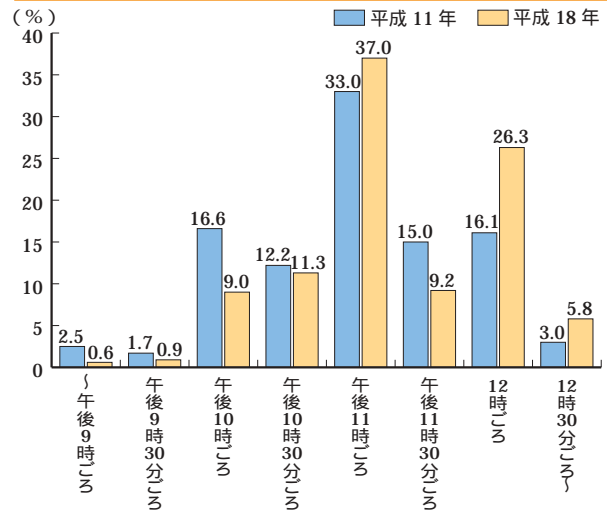
特集

図 10 就寝時間(小学5年生)



資料：平成 11 年は内閣府「低年齢少年の価値観等に関する調査」
平成 18 年は内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」

図 11 就寝時間(中学2年生)



資料：平成 11 年は内閣府「低年齢少年の価値観等に関する調査」
平成 18 年は内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」

朝食欠食理由に「食欲なし」が増加

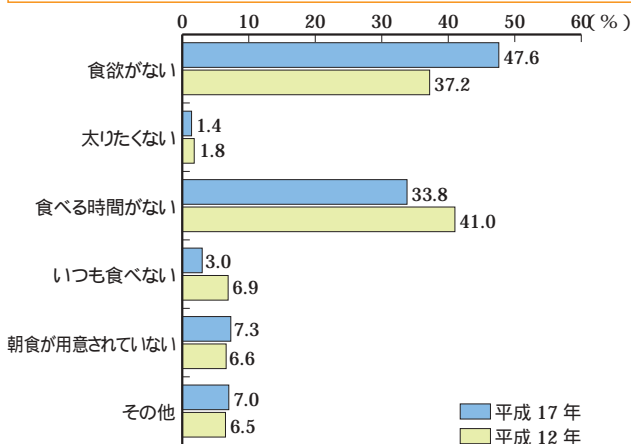
朝食の摂食状況については，平成12年と平成17年との比較では，小学生の約85%，中学生の約80%が「必ず毎日食べる」で同水準で推移し，「ほとんど食べない」がやや減少となっているなど，大きな変化はありません。

しかし，朝食の欠食理由については，平成12年では，小中学生ともに「食べる時間がない」が最も多かったのですが，平成17年では，小学生において「食欲がない」が最も多くなっています。中学生でも，順位こそ「食べる時間がない」が最も多いものの，「食欲がない」が増加している傾向にあります。

起床時間に加えて，就寝時間が遅いと夜食の喫食も考えられ，また，十分な睡眠時間が確保されず起床後すぐに体が目覚めない状態にあり，食欲がわからないということも考えられます（図12，13）。

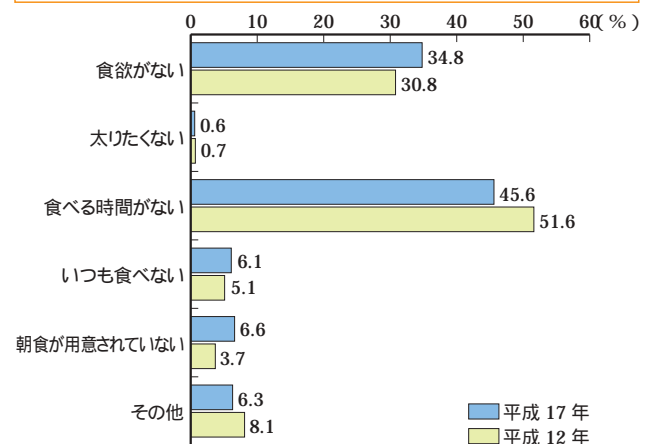
いずれにしても，心身の健康の基礎となる規則正しい生活習慣がうまく保たれなくなっていることがうかがえます。

図 12 朝食を食べない理由(小学校)



資料：独立行政法人 日本スポーツ振興センター
「児童生徒の食生活等実態調査」

図 13 朝食を食べない理由(中学校)



資料：独立行政法人 日本スポーツ振興センター
「児童生徒の食生活等実態調査」

(2) 地域社会をめぐる状況

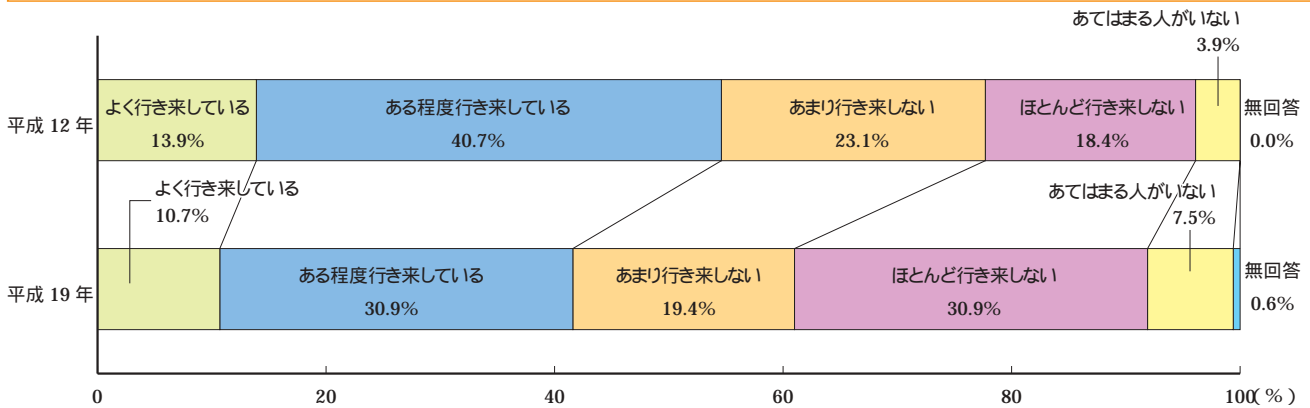
次に、家庭と並んで子どもの成育に重要な環境である地域社会の変化について見ていきましょう。

近所付き合いの希薄化

近年、指摘されるようになってきたことの一つに近所付き合いの希薄化が挙げられます。

近所付き合いの程度について、平成12年と平成19年を比較すると、「よく行き来している」及び「ある程度行き来している」が減り、「あまり行き来しない」及び「ほとんど行き来しない」が増え、これに「あてはまる人がいない」を加えると、約6割が近所付き合いに消極的という結果となっており、近所付き合いが疎遠になる傾向にあることがうかがえます(図14)。

図14 近所付き合いの程度の推移



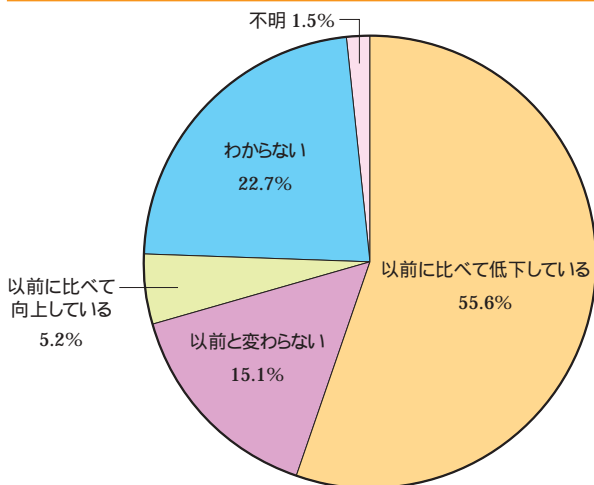
資料：内閣府国民生活局「国民生活選好度調査」

特集

「地域の教育力」が低下しているとの保護者の認識

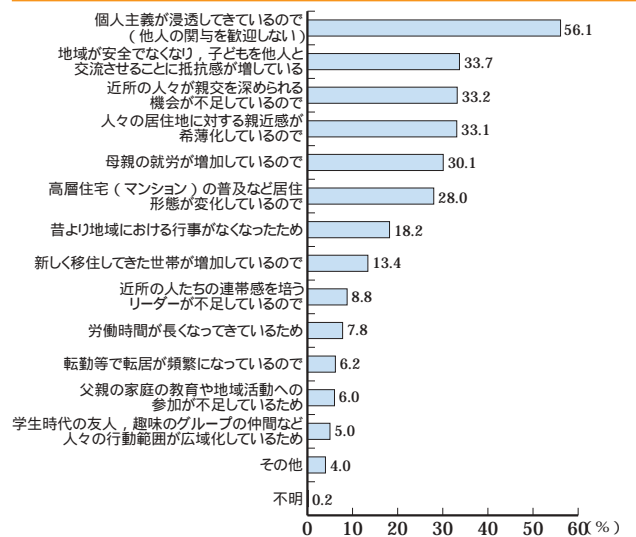
「地域の教育力」について小中学生の保護者に聞いた結果では、半数を超える保護者が自分の子ども時代と比べ低下していると回答しています(図15)。その理由については、「個人主義が浸透(他人の関与を歓迎しない)」が5割を超えて最も多いほか、「地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに抵抗感が増している」、「近所の人々が親交を深められる機会が不足している」、「人々の居住地に対する親近感の希薄化」、「母親の就労の増加」、「高層住宅(マンション)の普及など居住形態の変

図15 自分の子ども時代と比べた現在の地域の教育力



調査対象は、人口規模、地理的条件、地域的なつながりの強弱について、転出入者数、刑法犯認知件数など一定の指標を設定して選定した全国10地区の小学校2年生、小学校5年生、中学校2年生各100名程度の保護者調査回収数は、合計2,888名
資料：「地域の教育力に関する実態調査」報告(文部科学省 H18.3)

図16 地域の教育力が低下した原因



資料：「地域の教育力に関する実態調査」報告(文部科学省 H18.3)

化」等の回答が約3割となっています（図16）。

*この調査では，地域内の子ども，保護者，一般住民が交流などを行うことにより，地域全体で子どもを育て・守る雰囲気や仕組みを生み出す「地域の教育力」としている。

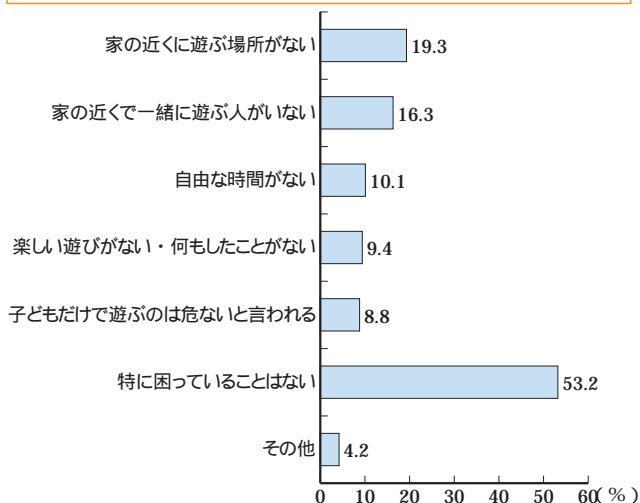
ここからは，日常的な地域における交流の機会が減り，その結果地域への愛着が薄れ，「地域の子どもは地域で育てる」という意識も希薄化していることが伺えます。

遊ぶ場所，仲間，時間の不足

では，子どもたち自身は，どのように感じているかを見てみましょう。

小・中学生に「放課後や休みの日に困っていること」を複数回答で聞いたところ，およそ5人に1人が「家の近くに遊び場がない」と感じており，次いで，「家の近くに一緒に遊ぶ人がいない」となっています。その他，「自由な時間がない」，「楽しい遊びがない・何もしたことがない」，「子どもだけで遊ぶのは危ないと言われる」がそれぞれ1割前後あり，遊ぶための時間，空間，仲間など，遊びの自由がないと感じている状況が見て取れます（図17）。

図17 子どもが放課後や休みの日に困っていること(複数回答可)



調査対象は，人口規模，地理的条件，地域的なつながりの強弱について，転出入者数，刑法犯認知件数など一定の指標を設定して選定した全国10地区の小学校2年生，小学校5年生，中学校2年生各100名程度
調査回収数は，合計2,953名
資料：「地域の教育力に関する実態調査」報告(文部科学省 H18.3)

子ども時代の体験・交流機会の重要性

このような変化は，子どもにどのような影響を与えるのでしょうか。

子ども時代の体験の重要さを示す調査結果から考えてみたいと思います。

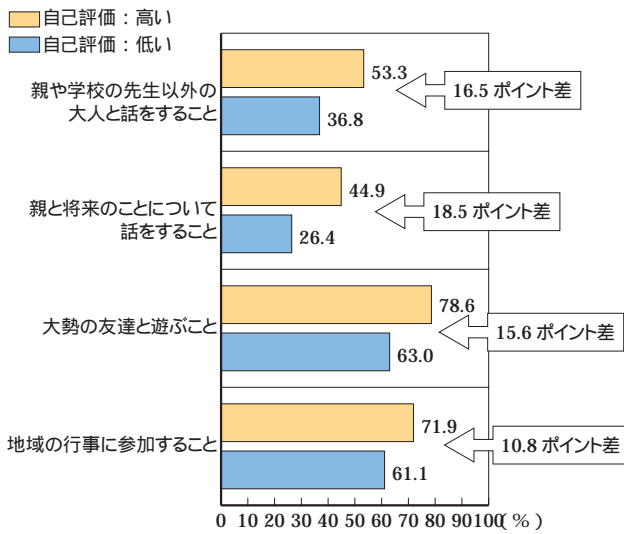
25歳～35歳の若者に対し，現在の仕事や生活の様子と小・中学校時代の体験等についてたずねた調査結果（Benesse教育研究開発センター「若者の仕事生活実態調査報告書」2006年）では，若者の「仕事における態度・能力に対する自信」は，子ども時代の体験や親とのかかわりと関連しており，なかでも，子ども（小中学校）時代に「親や学校の先生以外の大人と話すこと」があった若者ほど，「仕事における態度・能力に自信をもっている」としています。このほか，「親と将来のことについて話をすること」，「大勢の友だちと遊ぶこと」，「地域の行事に参加すること」などについても，仕事における自信の有無において子ども時代の体験差が大きいとされています（図18）。

子ども時代の様々な年齢層の人々との触れ合いは，異なる価値観や考え方との出会いであり，それらとのやりとりの中で，他者への説明，自分と他人との比較，感情のコントロールなどの社会的なスキルの向上につながっていると考えられます。

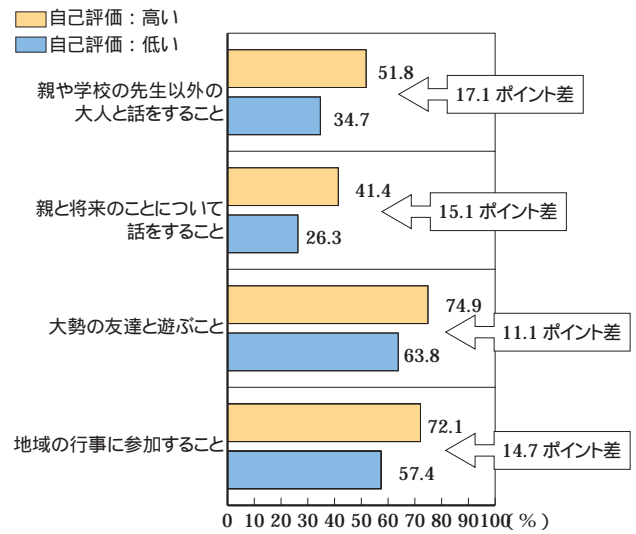
ここまで見てきたところからは，まず，家庭においては，親子の接触時間が少なくなり，じっくりと向き合って話をすることがなく，子どもの悩みや困っていることも親はなかなか分からない状態にあり，近所付き合いは希薄化し，地域の教育力は低下していると認識している保護者が多いという状況が見られました。このような状態にあって，子どもたちは遊ぶ時間も場所も友達もなく，また，親

図 18 ふだんの仕事の中でできていることと子ども時代の体験

将来の目標を持って仕事をする事



自分の考えを分かりやすく説明すること



資料：Benesse 教育研究開発センター「若者の仕事生活実態調査報告書」2006年

以外の大人と出会う機会に乏しい環境にあり、日常生活では、もっぱらテレビと携帯メールとゲームに多大な時間を費やしています。

そのような状況では、本来どの子どもにも備わっている力を伸ばすことができないのではないのでしょうか。また、バランスのとれた発達・成長という点からも問題がないとは言えないのではないかと思います。

親や地域の大人、同世代や異世代の子ども同士など、多様な交流の場が望まれるところです。

そのためにも、青少年の様々な体験活動の場を整備して、多様なプログラムを用意し、異世代の大人と触れ合う機会を提供していくことは重要なことといえます。

(3) 困難な状況にある家庭

これまで青少年を取り巻く一般的な状況を見てきましたが、次に、困難な状況にある家庭の状況を見ていくこととします。

ア ひとり親世帯の状況

まず、近年増加傾向にあるひとり親世帯について見てみます。

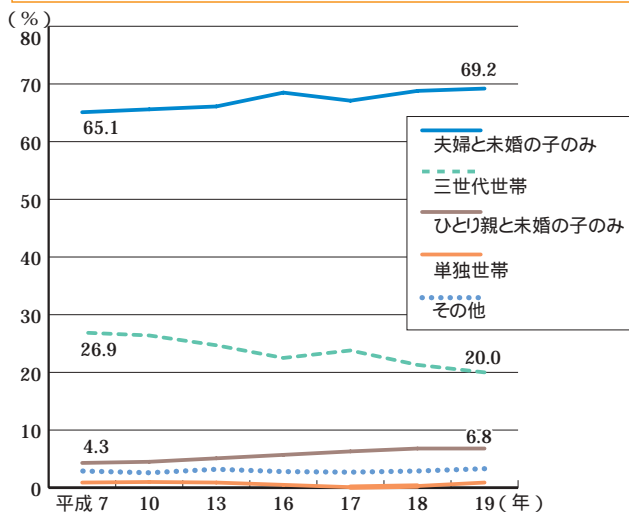
ひとり親世帯、母子世帯の増加基調

国民生活基礎調査によると、平成19年における児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯構造は、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が約7割、「三世代世帯」が約2割、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」が約7%となっており、平成7年からの推移をみると「夫婦と未婚の子のみ」及び「ひとり親と未婚の子のみ」の核家族世帯が増え、三世代世帯が減っています（図19）。

一方、母子世帯及び父子世帯の推移をみると、母子世帯については、平成7年の48万3千世帯から平成19年には71万7千世帯となり、全世帯の1.5%となっています。父子世帯は、8万4千世帯から10万世帯となり、全世帯の0.2%となっています（図20）。

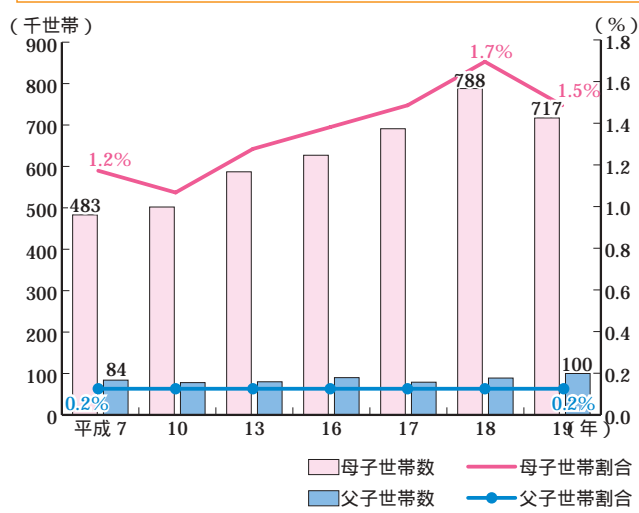
* 母子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない16歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合も含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

図 19 児童のいる世帯の世帯構造の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図 20 母子世帯・父子世帯数等の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

イ 母子世帯をめぐる状況

次に、平成18年度全国母子世帯等調査の結果から、ひとり親世帯のうち、特に母子世帯の状況を詳しく見て行きたいと思えます。

この調査では、母（父）子世帯を「父（母）のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母（父）によって養育されている世帯」としています。

また、推移を見る場合は平成15年と比較していきます。

生別によるひとり親世帯の増加、母子世帯の親の年齢の低下

ひとり親世帯になった理由別の構成は、死別世帯が約1割、生別世帯が約9割であり、死別世帯が減少し、生別世帯が増加する傾向にあります。

また、父子世帯では、生別世帯は約8割となっています。

母子世帯について、ひとり親となった時の親及び末子の年齢をみると、親の平均年齢は31.8歳で、平成15年と比べ、1.7歳低下しており、30歳代が約46%で最も多く、次に20歳代が約27%となっています。末子の年齢は、平均5.2歳で、0～2歳が約3割、3～5歳が約25%となっています。

なお、生別世帯では、末子の平均年齢が4.9歳と平均の5.2歳より低くなっています。

「臨時・パート」の多い就業状況

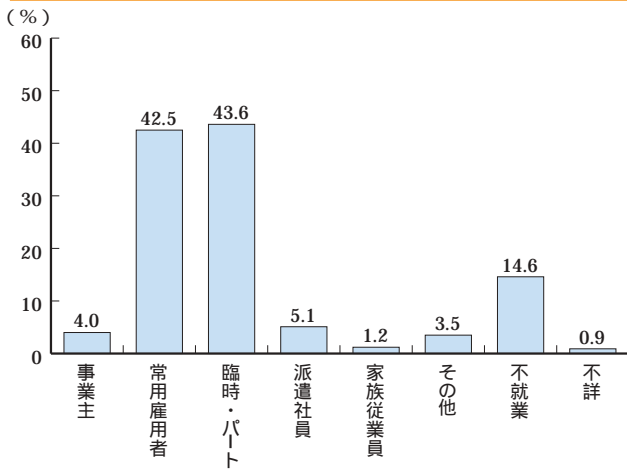
就業状況では、母子世帯の母の84.5%が就業しており、このうち「臨時・パート」が43.6%と最も多く、次いで「常用雇用者」が42.5%、「派遣社員」が5.1%となっています（図21）。

このうち、「常用雇用者」及び「臨時・パート」について、末子の年齢階級別にみると、末子の年齢が高くなるにつれて、「常用雇用者」の割合が増加し、「臨時・パート」の割合が減少する傾向が見られます。就学年齢となる6～8歳時、高校卒業年齢である18・19歳時にこの傾向が見られます（図22）。

* 「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特段の定めがない、あるいは1年間を超える期間を定めて雇われる者をいい、「臨時・パート」とは、日々又は1年未満の期間を定めて雇われている者をいう。

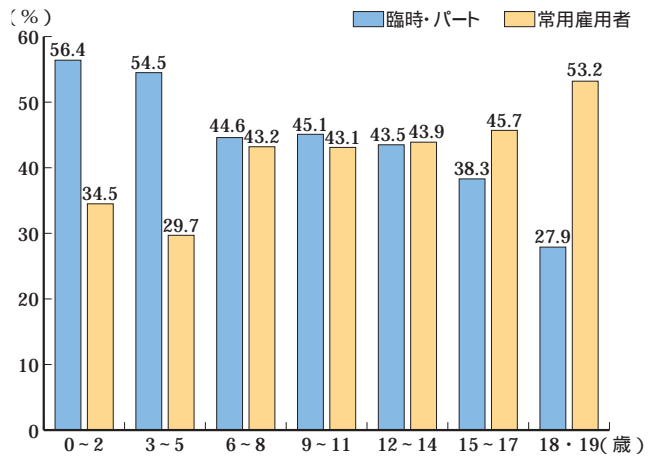
なお、平成19年労働力調査年報によると、女性の非農林業雇用者のうち常雇（雇用契約期間が1年を超える者又は雇用期間を定めずに雇われている者）が占める割合は、78.3%となっています。全国母子世帯等調査では、母子世帯の就業者のうち常用雇用者は、5割程度にすぎず、不安定な就業状況におかれていることがわかります。

図 21 母子世帯の母の就業状況(平成 18 年)



資料：厚生労働省「平成 18 年度全国母子世帯等調査」

図 22 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合(平成 18 年)



資料：厚生労働省「平成 18 年度全国母子世帯等調査」

厳しい生活状況

母子世帯の平均年間収入は、213万円となっており、国民生活基礎調査による平成17年の全世帯の平均所得は563.8万円ですから、母子世帯は全世帯平均の約38%にすぎません(図23)。

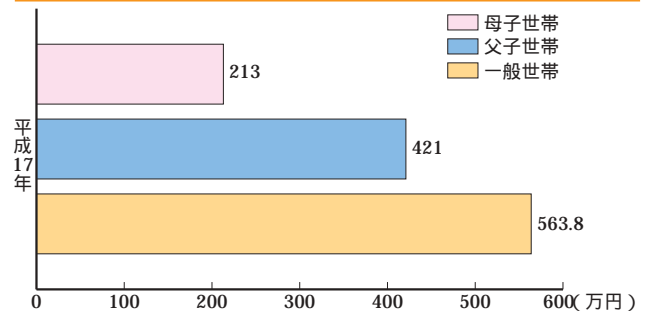
また、平均年間収入を末子の状況別に見ると、「小学校入学前」では177万円、「小学生」では208万円、「中学生」では232万円、「高校生」では248万円であり、末子の年齢が上がるにつれて増加しています(図24)。

なお、生活保護の受給状況については、「受給している」が9.6%でした(全世帯2.3%)。

* 平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えたすべての収入をいう。

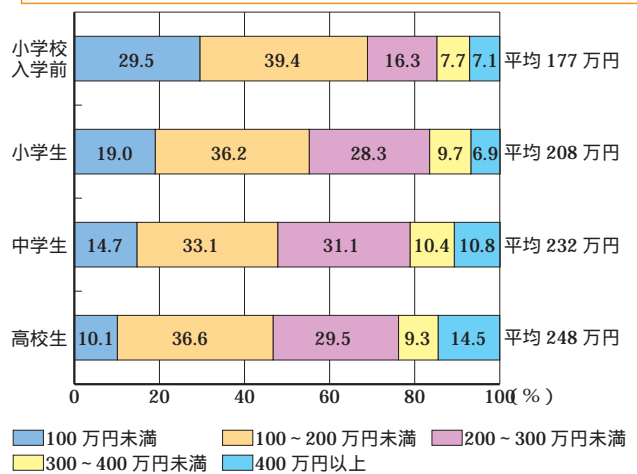
収入のうち 就労収入について見てみると、就業している母の平均年間就労収入は171万円となっています。これを従業上の地位別に見ると、「常用雇用者」では、平均が257万円で、200万円未満が約40%であるのに対し、「臨時・パート」では、平均が113万円で、100万円未満及び100万～200万円未満の層で約9割を占めており、就労上の地位によって、差

図 23 母子世帯・父子世帯と全世帯の平均収入の比率(平成 17 年)



資料：厚生労働省「平成 18 年度全国母子世帯等調査」

図 24 末子の状況別母子世帯の年間収入(平成 18 年)



資料：厚生労働省「平成 18 年度全国母子世帯等調査」

が大きくなっています（図25）。

また，雇用形態・年齢階級別平均賃金（P28 第1部第2章第2節参照）を見ると，女性については，正規職員も非正規職員も，年齢を経ても賃金があまり上昇せず，厳しい経済状況が継続することがわかります。

なお，住居の状況も，母子世帯では，「持ち家」に居住している世帯は34.7%で，そのうち「母本人の名義の持ち家」は10.9%にすぎず，ほとんどが借家となっています。

以上，母子世帯の状況を見てきましたが，特に，学齢期前の子どもがいる母子世帯については，常用雇用者としての就業はもとより，就業自体も困難であり，子どもを育てながら生計を維持していくことの厳しさが容易に想像できません。

また，子の成長により，たとえ常用雇用者となることができても，収入の増加はそれほど期待できるものではありません。子どもの福祉の観点から考えた場合，日々の生活の安定に加え，子どもが就学・進学し，さらには高等教育機関への進学等将来の希望も持てるような支え方が必要ではないかと思われます。

ウ 児童虐待が行われた家庭の状況

次に，家庭内で生ずる，子どもの命にかかわる問題である「児童虐待」の状況を見て行きたいと思います。

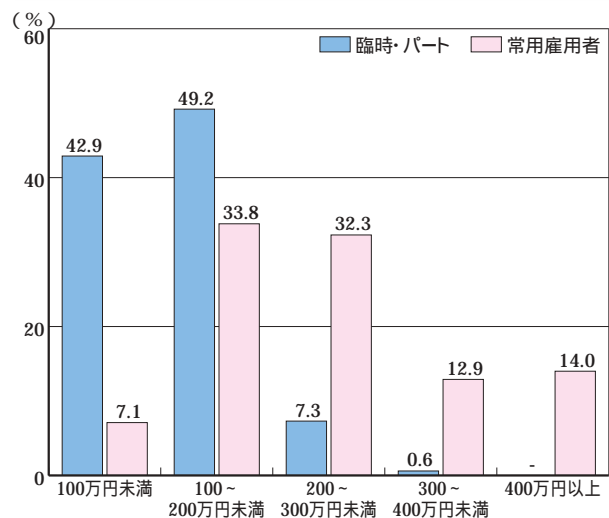
児童虐待相談件数の増加

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しており，平成19年は4万件を超えました。相談種別では，身体的虐待が最も多く，次いでネグレクトとなっています（P41 第1部第3章第2節参照）。平成19年度福祉行政報告例によると，主な虐待者別では，実母が62.4%と最も多く，次いで実父が22.6%となっています。

児童虐待が行われた家庭が有する複合的な困難

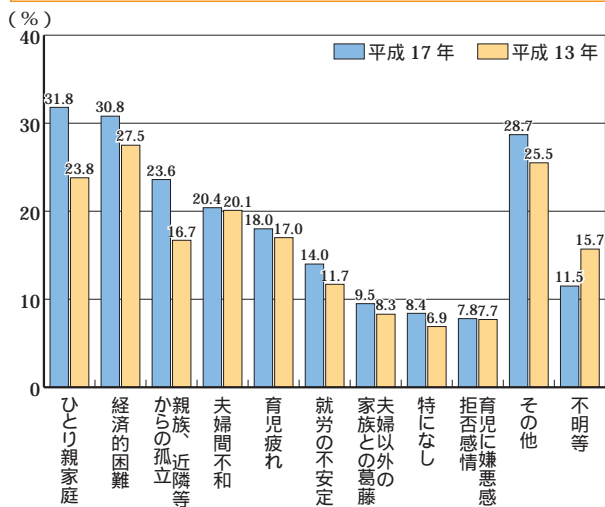
東京都福祉保健局が平成13年及び平成17年に行った調査結果を参考に，児童虐待が行われた家庭全体の状況を見てみたいと思います。

図 25 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合（平成 18 年）



資料：厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査」

図 26 虐待が行われた家庭の状況(複数回答)



資料：東京都福祉保健局「児童虐待の実態」(平成 17 年)

表 1 児童虐待が行われた家庭の状況

(平成 17 年)

家庭の状況	あわせて見られる他の状況上位 3 つ	あわせて見られる他の状況上位 3 つ		
		1	2	3
1 ひとり親家庭 460 件 (31.8%)	経済的困難	孤立	就労の不安定	
2 経済的困難 446 件 (30.8%)	ひとり親家庭	孤立	就労の不安定	
3 孤立 341 件 (23.6%)	経済的困難	ひとり親家庭	就労の不安定	
4 夫婦間不和 295 件 (20.4%)	経済的困難	孤立	育児疲れ	
5 育児疲れ 261 件 (18.0%)	経済的困難	ひとり親家庭	孤立	

(平成 13 年)

家庭の状況	あわせて見られる他の状況上位 3 つ	あわせて見られる他の状況上位 3 つ		
		1	2	3
1 経済的困難 286 件 (27.5%)	ひとり親家庭	就労の不安定	孤立	
2 ひとり親家庭 248 件 (23.8%)	経済的困難	孤立	育児疲れ	
3 夫婦間不和 209 件 (20.1%)	経済的困難	孤立	育児疲れ	
4 育児疲れ 177 件 (17.0%)	経済的困難	ひとり親家庭	孤立	
5 孤立 174 件 (16.7%)	経済的困難	ひとり親家庭	育児疲れ	

出典：東京都福祉保健局「児童虐待の実態」(平成 17 年)

まず、家族形態では、実父母家庭が43.6%、実母のみの家庭が30.6%、実父のみの家庭が5.0%であり、ひとり親家庭は35.6%となっています。先に見たとおり、全世帯の中の母子世帯は1.5%、父子世帯は0.2%ですから、虐待が行われた家庭にひとり親家庭が多いことがわかります(図26)。

また、虐待が行われた家庭の状況としては、ひとり親家庭が31.8%、親族、近隣等からの孤立が23.6%、経済的困難が30.8%、就労の不安定が14.0%という結果でした(表1)。

さらに、家庭の状況の上位5つについて、他に合わせて見受けられる状況の上位3つをみると、「ひとり親家庭」、「経済的困難」、「孤立」、「就労の不安定」を併せ持った事情にあることが伺えます。

虐待の行われた家庭においては、困難な状況が複合的に重なり合い、一層深刻な状況となっていることがわかります。

特に重篤な虐待の行われた家庭をめぐる厳しい状況

最後に、児童虐待の中でも最も重篤な事例、すなわち、子どもが亡くなった事例を検討した報告から、そのような虐待が行われた家庭の状況を見てみたいと思います。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が行った「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」では、平成15年7月から平成18年12月までの間の事例について総括的な分析がなされています。

表 2 養育者の状況

	第 3 次報告	第 4 次報告
実父母	47.5%	51.1%
一人親(離婚)	7.5%	19.1%
一人親(未婚)	17.5%	8.5%
一人親(死別)	0.0%	0.0%
連れ子の再婚	10.0%	4.3%
内縁関係	17.5%	14.9%
養父母	0.0%	2.1%

表 3 家族の経済状況

	第 3 次報告	第 4 次報告
生活保護世帯	11.1%	21.1%
市町村民税非課税世帯	27.8%	36.8%
市町村民税課税世帯(所得割)	27.8%	26.3%
市町村民税課税世帯(均等割)	16.7%	5.3%
年収 500 万以上	16.7%	10.5%

出典：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」(平成 20 年)

表 4 地域社会との接触

	第 2 次報告	第 3 次報告	第 4 次報告
ほとんどない	45.2%	39.1%	42.3%
乏しい	29.0%	30.4%	30.8%
ふつう	25.8%	30.4%	26.9%
活発	0.0%	0.0%	0.0%

心中以外の死亡事例について、虐待が行われた家庭の養育者の状況を見ると、実の両親がそろっている「実父母」が約50%、「ひとり親」が約25%となっています(表2)。家族の経済状況を見ると、「生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯(所得割)」の合計の割合は、平成17年で約67%、平成18年で約84%でした(表3)。

また，地域社会との接触が「ほとんどない」，「乏しい」が高い割合を示しているとともに，「活発」はありませんでした（表4）。養育者の心理的・精神的問題等では，実母の「育児不安」，「養育能力の低さ」，「うつ状態」が高い割合となりました。

報告では，地域で孤立した状態にあつて，周囲からの支援が行われないことにより，このような心理状況につながる可能性があること，また，孤立した中で周囲が深刻な状況を把握することが困難になることも多いと考えられるとしています。

様々な困難な事情を抱えた家庭を孤立させないためにも，始めに相談ありきではなく，困っている状況を放っておかない，暖かく積極的な支援が求められるものと思います。

3 おわりに

新たな大綱の策定に当たっては，多くの有識者から現場での取組を聴取しました。その中で，指摘の多かったことの一つとして挙げられるのが，困難な状況にある青少年の背景にある家庭や地域の問題です。特に，都市化や核家族化などにより家族以外との接触が少なくなっている状態にあつては，困難な状況に置かれたときの解決を家庭内だけで抱え込むことによって，より困難な状況にとらわれていくことが再三指摘されており，家庭へのアプローチが大きな課題としてクローズアップされています。

このような困難な状況にある青少年の支援については，本人への支援はもとより，その健やかな成長を支える家庭，学校，地域等青少年を取り巻く成育環境へのアプローチも大事であり，現在，地方行政とともにNPO等による取組も重要な役割を果たしています。

政府では，今後，策定される新たな大綱においても，民間主体を含めた総合的な取組について，具体的な施策を示して行きたいと考えています。